

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年1月27日 11時47分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町棹埼北岸 五島棹埼灯台から真方位353° 350m付近 (概位 北緯32° 49.0′ 東経129° 03.8′)
事故の概要	プレジャーボート栄伸丸は、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 栄伸丸、4.4トン NS3-504348（漁船登録番号）、個人所有 第292-48153号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2～3、視界 良好、気温 約14℃ 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、新上五島町相ノ島南方海域での釣りを終え、釣り場を移動する目的で、長崎県五島市杵島付近の海域へ向けて新上五島町中通島南南東方沖を約7ノットの対地速力で南西進した。</p> <p>本船は、航行中、船長が、周囲に他船を認めなかったため、自動操舵として背もたれ付きの椅子に腰を掛けて見張りをしていたところ、いつしか居眠りに陥り、棹埼北岸の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。</p> <p>友人は、操舵室前方の船室で休息していた。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気を感じていなかったが、航行中、周囲に他船を認めなかったため緊張感が緩んだこと、及び操舵室内の窓を閉めていて主機の暖気により室内が暖かかったことなどで居眠りに陥ったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、中通島南南東方沖を南西進中、単独で見張りを行っていた船長が居眠りに陥ったことから、棹埼北岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、自動操舵として背もたれ付きの椅子に腰を掛けた楽な姿勢で見張りを行っていたこと、周囲に他船を認めず緊張感が緩んだこと、及び操舵室内が暖かかったことから、覚醒水準が低下し、居眠り</p>

	に陥った可能性があると考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、中通島南南東方沖を南西進中、単独で見張りを行っていた船長が居眠りに陥ったため、棹埼北岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、適宜、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、外気に当たったりするなど、居眠り運航の防止措置を講じること。